

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSNo.204
JUNE.2022ホームページのURL
<http://www.jacsw.or.jp/>

国際ソーシャルワーカー連盟によるウクライナ難民支援活動について ～国境ソーシャルワーク支援と国際連携ネットワーク～	1
2022年度IFSW総会報告	4
新しく都道府県社会福祉士会に入会された皆さまへ	5
e-ラーニング講座のご案内	6
社会福祉士必携「三訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック」	7
第30回全国大会・社会福祉士学会(東京大会)	8
第31回全国大会・社会福祉士学会(大分大会)	8
2021年度臨時総会の開催報告	9
2022年度通常総会の議案について	9
2021年度 補助金・助成金事業報告	10
声明文等/意見・要望書を提出しました	12
新カリに対応「新版 実習指導者講習会テキスト」	14
11年ぶりに改訂 「三訂 成年後見実務マニュアル基礎からわかるQ&A」	15
第二期成年後見制度利用促進基本計画説明会のオンデマンド配信について	16
情報コーナー	16
2022年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表	17
事務局組織図/四谷事務局だより	18

国際ソーシャルワーカー連盟による
ウクライナ難民支援活動について

～ 国境ソーシャルワーク支援と国際連携ネットワーク ～

ウクライナで軍事行動が開始され、情勢が著しく悪化し、子どもや民間人を含めた多くの犠牲者が出ています。2022年5月現在、1400万人以上が安全を求めてウクライナ国内で、またポーランド、ハンガリー、ルーマニアなどの隣国に避難を強いられ、人道支援、保護を緊急に必要としています（国連UNHCR協会、2022年5月17日現在）。

国際ソーシャルワーカー連盟（以下、「IFSW」）はウクライナ情勢にかかる声明を2月24日に発出しました。

IFSWに加盟する日本ソーシャルワーカー連盟（以下、「JFSW」）では、ソーシャルワーク実践原理において平和への努力を基盤とする立場から、3月2日にこの声明を支持しました。ロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻で多数の犠牲者が出ていることを深く憂慮し、軍事侵攻の即時停止と民主主義に基づくウクライナ国民の生活の安定を早期に回復することを切に求めることを表明しました。

また、IFSWヨーロッパが、ウクライナ国境にてソーシャルワーク支援活動を開始したことを受け、JFSWでは3月10日よりウクライナ国境ソーシャルワーク支援義援金プロジェクトを開始しました。5月17日までに126件、1,885,500円の義援金が寄せられています（3月に一部送金済み）。

今回、ウクライナ難民の現状とソーシャルワーク支援活動についてお伝えします。



IFSWヨーロッパのアナ・ラドウレスク会長（ルーマニア）
IFSWウェブサイト (<https://www.ifsw.org/>) より

※注：日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）は、日本ソーシャルワーカー協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会、日本社会福祉士の4団体で構成されています。2022年5月現在、日本社会福祉士会が幹事団体を担っています。

「ウクライナ難民危機の最前線から学ぶこと」 ～IFSW ローリー・テュルエル事務局長現地レポート～

ウクライナとルーマニアの国境におけるソーシャルワーク支援を視察したIFSWローリー・テュルエル事務局長の現地レポートを抜粋・翻訳してご紹介します。

(2022年4月16日 <https://www.ifsw.org/>より)

●今、国境でおきていること

国境では、ひっきりなしにやってくる難民の顔から、様々な思いが伝わってきます。20代前半の女性たちは「やっと安全な場所にたどり着いた」と喜びを爆発させました。重いスーツケースとこの1か月間の経験を背負い、足元の道を見つめながら、国境検問の後にも孤独な歩みを続けます。

国境での課題は、次に何をするかです。現地に駐在するソーシャルワーカーの説明によると、難民の多くは計画を立てておらず、この先のことを考える余裕もないということでした。ある人は、国境近くに難民キャンプがあり、ベッドやシャワー、食料があり、情報が得られるというアドバイスを受けます。また、できるだけ遠くへ行くために次の無料バスを待っている人もいました。

私の訪問は、ルーマニア全土のソーシャルワーク対応をコーディネートしているアナ・ラドゥレスクさん(IFSWヨーロッパ会長、以下「アナ」)の進行で行われました。彼女もまた、戦争による疲労の線が顔全体に現れていました。「ルーマニアへようこそ」と彼女は言いました。「でも、運転が多いので注意してね」。これが大きな課題であることを、私はすぐに知ることになります。車での移動は危険であり、1つの会議が終わると、次の会議まで10時間かけて移動するのが普通です。「そんなとき、ソーシャルワーカーは4時間くらい眠れればいいんです」と、彼女は言います。ある難民キャンプで働く消防士も同じことを言っていました。12時間の勤務が終わると、ジャケットを私服のコートに着替え、また6時間勤務します。みんなで力を合わせないと成り立たない。これが、国境で働く労働者やボランティアの現実です。

アナが最初に連れて行ってくれたのは、ブカレストの工学部の学生たちが運営する仮設の難民センターでした。廃屋を改造して、400人以上が暮らす仮設住宅です。衣食住の提供に加え、ソーシャル

ワーカーが医療サービスや仕事、その他の権利を利用できるように、法的権利に関するアドバイスやサポートを提供するサービスを立ち上げています。センターでボランティア活動をしている難民たちは、「普通のコミュニティと同じように」互いにサポートし合うよう奨励されています、とソーシャルワーカーの一人は語っています。できることが多い反面、苦勞することもあります。各フロアの中央には廊下があり、その両側にはカーテンのない部屋が並び、その中には家族用のベッドが数台置かれています。歩いていると「イタリアとドイツ、どちらがいいのか、それともスペインがいいのか」という声がきこえてきました。質問はウクライナ語で、ボランティアは携帯電話の翻訳機能を使ってやりとりしていました。

「イタリアやドイツに知り合いはいますか？」

「どちらかの言語を少しは知っていますか？」

「いいえ、ウクライナ以外には知り合いがいません」しばらくして、女性が翻訳アプリで話します。

「夫はグルジアのパスポートで、私のはウクライナのパスポート。アイルランド大使館は、彼がアイルランドに入国できないと言っています。」

ソーシャルワーカーは女性に、大使館に電話をして可能かどうかを確認すると答えました。

すると女性の後ろのドアが開き、夫と子どもたちがすべての荷物、6冊のパスポートと結婚証明書が入ったビニール袋を持って立っていました。

●ソーシャルワーク支援の実際と国際連携ネットワーク

国際的なソーシャルワーク機関の連携により、これまでに200トンの衣類、食料、医薬品が難民支援の各拠点に送られました。日本やイギリスなど各地のソーシャルワーク協会からの資金や、オーストリアのNGO「Volkshilfe」からの物資が調整され、直接難民の手に届けられました。ソーシャルワーカーは、モルドバやウクライナにも物資を積んだトラックを送り込みました。しかし、これは彼らの活動のほんの一部に過ぎません。

アナは「今、人々に必要な物資を届けることは始まりですが、国際的なソーシャルワークのコミュニティは、難民が故郷に帰る準備ができるまで、彼らと共に立ち向かいます」と説明しました。そして、ウクライナのソーシャルワーカーやコミュニティと一緒に、侵略前よりも良い社会システムを再構築するために、国際的な旅団による支援を提供します。

難民の波の中で、施設に収容された子どもたちがバスで国境を越え、安全な場所に運ばれていきます。これは旧ソ連時代から続く、障害児や非行少年を国家施設に閉じ込め、現実の人間関係から遠ざけ、閉鎖的な生活を送るといった制度に関連するものです。多くの国では、ソーシャルワークが主導して、子どもたちに愛と思いやりのある環境を提供し、より広い社会と連携して、差異を解消するシステムを導入しています。このような機会は、未来のウクライナにおいて、社会のすべての構成員のために、ケア、責任、信頼のある家族とコミュニティのシステムを育む新しい社会システムを構築することによって、誰一人も取り残さないようにすることができます。

国境に戻ると、新生児を連れて女性が移動していました。しかし、ここルーマニアの主要な鉄道駅や多くのヨーロッパ諸国の駅で、彼女はサポートを提供するボランティアを見つけることができます。もう一人、70代半ばと思われる女性が歩いていますが、今度は国境を越えてウクライナ方面へ戻って行きました。ソーシャルワーカーは彼女に、なぜ戻るのかを尋ねます。「家に帰りたいのです」と彼女は言います。「どこの町から来たのですか」と彼らは聞きます。「マリウポリです」「可能だと思いますか？安全だと思いますか？」「3週間も何もわからないけど、気にしない。家に帰らなければならない、誰も私を止めない。」

ソーシャルワーカーは、彼女が理解できないルーマニア語で短く会話しました。「申し訳ありませんが、少し座ってください。あなたの街で起こったことのビデオをお見せしなければなりません」と、携帯アプリを通して再び話しかけました。彼らは30分間、道端で彼女に付き添い、彼女が息を切らしながら「私はこれからどこに行けばいいのでしょうか」と泣き叫ぶのを見送りました。

●難民自身の力の回復、コミュニティの関係構築に向けた支援

ソーシャルワークの対応は、決して人びとに何をすべきかを指示することではありません。情報を提供し、難民や彼らが身を置く庇護のコミュニティが互いに配慮し、支援を提供するように促すのです。難民が無力化されたキャンプに閉じ込められる多くの国際的事例を念頭に、ソーシャルワーカーは、国家とNGOのサービスが共に協調するよう提唱し、促進します。これは、難民の尊厳があらゆる場面で尊

重され、難民自身が自分たちの将来を決める主要意思決定者とみなされることを支えるものです。

難民を受け入れているヨーロッパ各国のソーシャルワーカーは、地域住民の態度にも気を配っています。保守的な政党が、地元の弱い立場の人々に「難民はすべての利益を得ている」というプロパガンダを広め、それによって怒りと被害者意識の文脈を設定し、優位に立とうとする危険性があるのです。これらの国々には、ソーシャルワーカーが地域にて支援を必要とする人々を難民センターに招待し、食事をしたり、必要な衣服を選んでもらったりしています。このようなバランスが保たれなければならないことを、専門職は知っているのです。

次の活動の段階は、ウクライナに移動チームを編成し、戦争という状況下でも人々が互いに支え合えるようなコミュニティの関係を築きはじめることです。イエメン、パレスチナ、イスラエル、そして戦争が長期化しているアフリカの多くの国々にのソーシャルワーカーたちから、情報が共有されつつあります。

国境からブカレスト空港まで車で戻りながら、私たちは難民の話や出会った人々のことを振り返りました。「ここに挙げた話は典型的なもので、絶対的な勇気をもって困難に立ち向かう人たちの話です。ルーマニアの一般市民は難民の支援に乗り出し、私たちソーシャルワークの専門職は、人道支援をはるかに超えて、その倫理的価値に基づいて行動しているのです。戦争の防止、トラウマや貧困からの回復など、これらすべてに対する答えは、人への投資、コミュニティへの投資、そして誰もが自分と他者の強みを理解し、異なる言語や文化があることを楽しみ、大切にできるまでに自信をもてるようになることなのです」とアナは話しました。私も同感でした。そして、彼女は私をターミナルまで送り、次の会議へ向かう長いドライブに出発しました。



難民キャンプにて
IFSWウェブサイト (<https://www.ifsw.org/>) より

IFSWヨーロッパによるウクライナ難民支援活動等への義援金募集について

ソーシャルワーカー団体である私たちJFSWは、ウクライナ国境等におけるソーシャルワーカーによる難民支援のための活動費として、JFSWが加盟しているIFSWの地域組織であるIFSWヨーロッパに義援金を届ける活動を行い、第一弾として3月29日に、6,134ユーロ（845,000円）の送金を行いました。

IFSWヨーロッパのアナ・ラドゥレスク会長からは以下のようなメッセージをいただきました。「日本をはじめとするIFSWの会員の皆様から、全面的なご支援をいただき、本当にありがとうございます。当面のニーズに対応し、社会基盤の再建に貢献するために、このような支援は非常に貴重なものです。私たちは共にこの困難を乗り越えていこう」

この義援金募集は、以下のとおり2022年6月末まで実施しています。

1. 募集期間：2022年3月10日（木）～6月30日（木）
2. 方法：次の金融機関口座にお振込みください。
[金融機関] 三菱UFJ銀行

PLEASE DONATE #SOCIAL WORK # REFUGEES #UKRAINE



International Federation of Social Workers/ Europe
IFSW Europe

Name of the account: DBSH eV
IBAN: DE63 660 908 000 014 451 910
SWIFT-BIC: GENODE61BBB

WHEN YOU TRANSFER MONEY, PLEASE ADD "UKRAINE" AS CODE WORD

- [支店名] 麹町中央支店（店番015）
[口座区分] 普通 [口座番号] 0167910
[口座名義] 公益社団法人日本社会福祉士会
日本ソーシャルワーカー連盟口
（コウエキシャダンホウジン ニホン
ンシャカイフクシシカイ ニホン
ソーシャルワーカーレンメイグチ）
- ※恐縮ですが、振込手数料は別途ご負担ください。
※今回の寄付金は、JFSWとしての寄付金募集となり、公益社団法人に対する寄付ではないため、所得税法上の寄付金控除の対象とはなりません。
3. その他：匿名希望の場合を除いて、義援金をお寄せいただいた個人・団体の氏名・名称（カタカナまたは漢字）は、JFSWのウェブサイトにも適宜掲載させていただきます。

2022年度IFSW総会報告

アジア太平洋地域新会長に小原真知子さんが当選！

5月14日から16日に、IFSW総会がオンラインで、78か国より84団体が参加し開催され、事業計画、各地域、各委員会の政策報告などに加え、次期役員の選挙が行われました。

アジア太平洋地域の会長選挙では、JFSWから推薦した小原真知子さん（公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会副会長、JFSW国際委員会委員）が多くの国の票を獲得し、次期アジア太平洋地域会長に当選されました。



IFSWアジア太平洋地域会長に選出された小原真知子さん

IFSWの新会長にはザンビアから推薦されたヨアヒム・ムンバ氏が選出され、アフリカ地域から初めてのIFSW会長が誕生しました。

IFSW グローバルピープルサミットが6月開催

6月29日から7月2日にかけて、従来の世界会議に相当する会議「グローバルピープルサミット～新しいエコソーシャルワールドの共同構築：誰も取り残さない～」がオンラインで開催されることが報告されました。多くのおみなさまの登録をお待ちしています。

グローバルピープルサミットウェブサイト
<https://newecosocialworld.com/>

新しく都道府県社会福祉士会に入会された皆さまへ

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

2022年2月6日(日)に実施された第34回社会福祉士国家試験は、受験者数34,563人のうち10,742人が合格され、合格率31.1%という結果でした。

合格された皆さまおめでとうございます。

今後は、入会された都道府県社会福祉士会において、国家資格である社会福祉士を持ったソーシャルワーク専門職として実践と自己研鑽を積んでいただきますようお願いいたします。

本会は、1993年1月に任意団体として設立し、1996年4月には社団法人化、2012年4月には47都道府県社会福祉士会を正会員とする連合体組織へ移行し、2014年4月に公益社団法人日本社会福祉士会となりました。2022年4月現在、全国の都道府県社会福祉士会に所属する会員数は4万3千人を超え、ソーシャルワーク専門職を有する公益法人として、その社会的責任はますます大きくなっています。

また、日本社会福祉士会は、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会および日本ソーシャルワーカー協会とともにJFSWを組織化し、国際ソーシャルワーカー連盟IFSWに加盟しています。

さて、本年2月24日に開始されたロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻により、多数の死傷者が発生しています。同日付けで、国際ソーシャルワーカー連盟より「ウクライナにおける軍事侵略にかかる緊急の声明」が発出されました。日本ソーシャルワーカー連盟は、この軍事侵略行為が直ちに停止され、民主主義に基づき、ウクライナ国民の生活の安定が早急に回

復することを切に求め、この声明を支持しました。

国際ソーシャルワーカー連盟ヨーロッパ地域のソーシャルワーカーたちが、ウクライナから安全を求めて国境を越え、難民となり、ポーランド、ハンガリー、ルーマニアなどの隣国に避難されている方がたを支援しています。この活動と同じソーシャルワーカーとして、誇りに思い、敬意を表するとともに、この活動に賛同し、支援に役立てていただけるよう義援金活動を行っています。

一方、国内においては、新型コロナウイルスの感染拡大が継続しており、新たな変異株の出現や4回目のワクチン接種など、収束が見えない状況が続いています。第6波では、新型コロナウイルスに感染した方が、入院できずに自宅療養や社会福祉施設などでの生活を強いられる状況が発生しました。

コロナ禍の状況が長期化することに伴い、様々な生活課題が各地で顕在化しています。これらの課題や権利侵害に対して、私たち社会福祉士は、ソーシャルワークの倫理と価値を改めて確認し、その実践を展開していく必要があります。

日本社会福祉士会は、正会員である都道府県社会福祉士会との連携を図りつつ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、様々な課題へ対応していくよう努めてまいります。

このたび、新たに入会された皆さまが、社会福祉士の諸活動へ積極的に参加され、ともに人びとの生活課題に対応するため、仲間とともに活動されることを期待しています。

生涯研修のスタートは「基礎研修」から。都道府県社会福祉士会で開催中!

皆さん、基礎研修は受講されましたか? まだ受講されていない方は、ぜひとも受講してください。これから社会福祉士として研鑽されていく皆様にとって、基礎研修を受講することのメリットはたくさんあります。

まだ、基礎研修を受講されていない方は、ご所属の都道府県社会福祉士会までお問い合わせください。

<基礎研修受講のメリット>

- ・全ての社会福祉士に必要な、知識、価値、技術の基本を学ぶことができます。
- ・基礎研修Ⅰ～Ⅲまでを受講、修了することで、認定社会福祉士制度の10単位を取得することができます。
- ・共に学びを始める都道府県社会福祉士会の仲間と出会うことができます。
- ・基礎研修Ⅲまで修了すると、研修講師として活躍していただく場が増えます。

仲間たちとともに、社会福祉士の未来を切り開いて行きましょう!



e-ラーニング講座のご案内

本会では会員の皆さまをはじめソーシャルワークに関心のある方に向けて、社会福祉士の業務に役立つ講義などをe-ラーニング講座として提供しています。

講座の内容は、スーパービジョン、成年後見、独立型社会福祉士、制度等の動向に関することなど多岐にわたります。基礎研修をはじめ研修プログラムの一部としてe-ラーニング講座の視聴を取り入れている研修もあり、2022年4月現在、93のコンテンツを配信しています。会員の皆さまは有料の講座については会員価格でご視聴いただけます。

③ ID・パスワードを入力



④ 「講座一覧」から講座を選びます。



⑤ このような画面で再生されます。



※基礎研修のe-ラーニング講座には字幕がついています。

e-ラーニング講座の視聴には、ID・パスワードが必要です。新たに入会された方には会員証と合わせて生涯研修制度管理システムのID・パスワードを書面にて郵送でお送りしています。ID・パスワードがご不明な場合は (e-learning@jacsw.or.jp) までお問合せください。

今後も新たなコンテンツをアップロードしていく予定です。ぜひ、ご活用ください。

e-ラーニング講座の視聴方法

視聴ページへのアクセス方法

① 日本社会福祉士会トップページの右側上部の「e-Learning 講座開講中」をクリック



② 下記ページ上段の「視聴を希望する方はこちら」をクリック



社会福祉士必携

『三訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』

日本社会福祉士会副会長・倫理綱領伝達研修プロジェクトリーダー 中田 雅章

改定倫理綱領・行動規範を完全解説

2014年7月に「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」が採択されたことを受け、新しい「社会福祉士の倫理綱領」が2020年6月に、新しい「社会福祉士の行動規範」が2021年3月に、それぞれ本会の総会で採択されました。

新しい倫理綱領や行動規範が採択されたことを受け、このたび『改訂 社会福祉士の倫理—倫理綱領実践ガイドブック』(2009年 中央法規)を13年ぶりに改訂いたしました。

本書は「倫理綱領の必要性と改定の背景」「『社会福祉士の倫理綱領』と『社会福祉士の行動規範』の解説」の2つの章から構成しています。

「できるだけ読み手に倫理綱領を身近に感じてもらいたい」との強い思いから、単なる条文解説というよりは読み物として、柔らかく分かりやすい文章になるよう心がけました。また、原則論だけでなく「倫理綱領や行動規範にはこう書いているけれど、実際の現場ではこうだよ」というような実際に起こりうる事例を多く盛り込むよう心がけました。さらに、グローバル定義が採択された意義に鑑み、グローバル社会における社会福祉士の役割や、多様性の尊重・SNSの活用といった現代的課題にも言及しています。

倫理綱領や行動規範を読むだけでは理解が難しい項目もあると思います。本書を読むことによって、倫理綱領や行動規範の内容を具体的にイメージできることにつながり、皆さまの実践に必ず役立つことと思います。

現役の社会福祉士の方がたはもちろんのこと、これから社会福祉士を目指す方の必携書として、またソーシャルワーク実践の拠り所として、本書を幅広

くご利用いただけると幸いです。

最良のソーシャルワーク実践を行うためにご購入をお願いします。

e-ラーニング講座の配信開始

4月15日から「新倫理綱領の成立過程と意義」という内容でe-ラーニング講座の配信を開始しました。新倫理綱領の成立までの背景や、新しい倫理綱領に込められた思い、改定のポイントなどについて解説しています。本書と合わせて日々の実践の参考としてご利用いただければ幸いです。なお、視聴料については無料となっていますので、多くの方にご視聴いただければと思います。

伝達に向けた講師養成研修の開催

12月25日(日)には本会主催で「倫理綱領伝達研修」を開催する予定です。この研修は、昨年8月に開催した「倫理綱領・行動規範の伝達に向けた試行研修」に引き続き、都道府県社会福祉士会において倫理綱領に関する研修を開催していただくための伝達研修です。本研修においても本書をメインテキストとして活用する予定です。

購入は下記のQRコードから



第30回全国大会・社会福祉士学会(東京大会)
ソーシャルワークを紡ぐ
～一人ひとりがつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現～

第30回全国大会・社会福祉士学会(東京大会)の開催まで、あと数週間となりました。思うように進まない葛藤と前進とを繰り返しながら限られた時間の中で調整を重ね準備を進めてきました。つまずくたびに我々の使命に立ち返り、鼓舞する。まさに、我われが日々行っているソーシャルワークそのものだと実感しています。

過去の大会では、参加した方の感想を聞き「参加すればよかった～」との声をよく耳にしました。全国大会のプログラムには、開催県ならではの特色があります。開催県だからできること、開催県にしかできないこと。ぜひ皆さまの目でお確かめください。

全国のソーシャルワーカーが一同に介し、ソーシャルワークの展望を考察する大会が始まります。

さあ、開催はもう間もなくです！

参加申込み期間 延長中!!

大会特設ページ、または以下のQRコードからお申込みください。

- 参加申込ページ
- 大会特設ページ
(総合ページ)



最終申込期限 7月1日 (金)
12:00まで

※大会特設ページから、新着情報・Facebook・Twitterを確認!!

第31回全国大会・社会福祉士学会 (大分大会)
「その日まで大分の温泉は冷めません。」

「第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会」は2023年7月1日(土)から2日(日)に大分県で開催します。

大分大会がいよいよ1年後に迫り、実行委員会も本格的にスタートしました。4月13日(水)に行われた第2回実行委員会では、大会テーマや基調講演および記念講演の講師案などの協議を行いました。大分県内にもそれぞれの福祉分野で先駆的な取り組みを行っていた郷土所縁の先人たちがいることを改めて知り、その功績や精神から学ぶものが多くあるように感じています。

大分大会は山形大会のオンライン、東京大会の「集合」と「オンライン」のハイブリッド方式に引き続き、ハイブリッド方式による開催を予定しています。願わくは新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、現地ならではの“一体感”と大分の“空気感”を肌で感じてほしいと思っておりますが、たとえ新型コロナウイルス感染が収束しなくても、

いつかきっと来るその日まで大分の温泉は冷めることなくみなさまのご来県をお待ちしています。

今後の大分大会の開催情報は、大分県社会福祉士会ホームページでも随時発信いたしますので以下のQRコードからブックマークの登録もお願いいたします。

- 【大会テーマ】：調整中(全力協議中)
- 【日程】：2023年7月1日(土)～7月2日(日)
- 【会場】：別府国際コンベンションセンター (B-Con Plaza) 予定
(大分県別府市山の手町12-1)
- 【開催方式】：集合とオンラインのハイブリッド方式予定

Welcome
Oita
Wonders



2021年度臨時總會開催報告

2022年3月19日に、本会事務局（東京都新宿区）とZoom会議室を活用し、2021年度臨時總會（第2回）を開催しました。議事次第は次のとおりです。

I 承認事項

第1号承認 全国大会の開催方法について

II 理事会報告

第1号報告 2022年度事業計画

第2号報告 2022年度収支予算

第3号報告 正会員に対する活動助成について

III 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）

第3号事務連絡 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会）

第1号承認は、中田副会長から「全国大会の開催方法」について説明しました。全国大会の開催地については、すべての都道府県社会福祉士会（以下「県士会」）の持ち回り開催とする方針のもと、総会開催日時点において、第32回大会（栃木大会）まで開催地が確定していたところですが、しかし新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況の中、小規模県士会での全国大会の開催が、これまでより難しい状況となっていることを踏まえ、2022年度以降の全国大会について、大会準備費（500千円）のほかに赤字となった場合に2,000千円を上限とした赤字補填を行うこと、複数の県士会による共同開催を可能とすることおよび開催順序の緩和等について提案がなされ、承認されました。

理事会報告事項は、報告後に質疑を行う事項です。第1号報告および第2号報告では、2022年度の事業

計画および予算を説明しました。第3号報告では、中島副会長から、2020年度臨時總會において承認された「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」に基づき作成された「正会員に対する活動助成制度に関する規則」(案)について説明し、事前に意見募集を行ったうえで第34回通常総会（2022年6月18日）に議案として上程することが報告されました。

また、事務連絡事項では、全国大会開催地として第30回東京大会の準備状況を新堀季之東京社会福祉士会会長から、第31回大分大会の準備状況を白田晃久大分県社会福祉士会会長から、それぞれご報告いただきました。

総会議案資料集および議事録は、ホームページに掲載しています。

2022年度通常総会の議案について

2022年6月18日に本会事務局（東京都新宿区）とZoom会議室を活用し、第34回通常総会を開催します。議事次第（予定）は次のとおりです。

I 議案

第1号議案 2021年度決算報告

第2号議案 正会員に対する活動助成について

II 理事会報告

第1号報告 2021年度事業報告

III 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 広報戦略グランドデザイン

第3号事務連絡 社会福祉推進事業

第4号事務連絡 第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）

第5号事務連絡 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会）

第6号事務連絡 その他

議案資料集は、ホームページに掲載予定です。

2021年度補助金・助成金事業報告

地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業

本事業は、厚生労働省の令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業の交付を受け、以下の内容を実施しました。

①地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で開催する人材の養成

本事業では、本会が令和2年度社会福祉推進事業において試行した現任研修プログラムやeラーニング講義教材を踏まえ、全国の現任社会福祉士を対象にした研修プログラムの全国展開にむけた基盤構築を行いました。

具体的には、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践能力を育成するための研修等を各地域で行う際に必要とされる人材の養成として、①講師養成プログラムの開発及および研修運営の手引きを作成するとともに、②全国展開版の研修プログラム（地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修）を各地域で展開するための講師養成研修を実施しました。

②スーパーバイザーのフォローアップを実践できる人材の養成

本会が令和2年度の社会福祉推進事業で実施した「スーパービジョンに関する実態調査」では、スーパービジョンでは、ミクロレベルの実践についてはよく取り上げられているが、メゾ（地域・組織）およびマクロレベルの実践についてはミクロほど取り上げられていないことが明らかとなっており、この現状を踏まえ、地域共生社会の実現に向けたスーパービジョンの推進とスーパービジョンの質の向上に向けて、スーパービジョンを地域で中心となって実践し、スーパーバイザーのフォローアップができる人材を養成するため、「スーパーバイザーのための

フォローアップ研修」のプログラムを開発し試行しました。

また、新型コロナウイルスの影響により対面でのスーパービジョンが実施困難な状況の中で、ICT（情報通信技術。以下「ICT」）を活用したスーパービジョンが、より効果的かつ安全に行われるよう、ICTを活用したスーパービジョンを行う際の「基本的姿勢」や「契約時の留意点」などを整理し、手引きとして取りまとめました。

本事業で得られた成果は報告書にまとめ、本会ホームページの助成・補助・委託事業に掲載しています。

今後の予定等

なお、全国展開版の現任社会福祉士向け研修プログラム「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」は、本会と都道府県社会福祉士会において開催する予定であり、2022年度の本会の主催研修は、冬頃に実施をする予定です。研修開催日などの詳細が決まりましたら、本会ホームページに掲載いたしますので、ぜひご参加ください。「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の講義部分については、本会eラーニング講座にて無料で公開をしておりますので、どなたでも講義をご視聴いただくことが可能です。地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士に求められる役割や機能について説明するとともに、排除をつくらない相談支援、地域福祉計画等についても説明をしています。ぜひご受講ください。

また、ICTを活用したスーパービジョンに関する手引きについては、本事業の報告書とあわせて本会ホームページに掲載をしておりますので、ICTを活用したスーパービジョンを実施するにはぜひご活用ください。

令和3年度厚生労働省委託事業 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業

本事業では、高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査等に関する調査とともに、都道府県、市町村における高齢者虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備等に向けた取組についてヒアリング調査を実施しました。

1. 高齢者虐待判断件数等

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等によるものが令和2年度で595件であり、前年度より49件(7.6%)減少したのに対し、養護者によるものは17,281件であり、前年度より353件(2.1%)増加しました。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが2,097件であり、前年度より170件(7.5%)減少したのに対し、養護者によるものは35,774件であり、前年度より1,717件(5.0%)増加しました。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による虐待において特定された被虐待高齢者1,232人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が641人(52.0%)で最も多く、次いで「心理的虐待」321人(26.1%)、「介護等放棄」295人(23.9%)でした。

3. 養護者による高齢者虐待

養護者による虐待において特定された被虐待高齢者17,778人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が12,128人(68.2%)で最も多く、次いで「心理的虐待」が7,362人(41.4%)、「介護等放棄」が3,319人(18.7%)、「経済的虐待」が2,588人(14.6%)でした。

4. 高齢者虐待防止対応のための体制整備等

令和2年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,494市町村(85.8%)で実施されていました。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が917市町村(52.7%)、行政機関、

法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が897市町村(51.5%)と半数程度にとどまりました。

5. 取組事例の収集と提言

都道府県及び市町村における高齢者虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備等に向けた取組事例についてヒアリング調査を実施しました。本年度は、「施設・事業所に対する運営支援の取組や虐待対応時における取組」及び「養護者支援の取組」について検討しました。

厚生労働省は、本調査研究事業の結果を公表するとともに、令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)を发出しています。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。また、本調査研究事業報告書は、本会ホームページの助成・補助・委託事業のページに掲載していますので、あわせてご覧ください。

コロナ禍のなか児童・障害・高齢すべての福祉に携わる方へ
『月刊福祉』の定期購読をおすすめします！

月刊福祉

毎月
6日
発売

●B5判・104頁 ●定価 1,068円(税込)
●送料300円 ※10冊以上購入・定期購読の方は送料無料

今年度の特集

※特集テーマは今後の編集過程により変更となる場合があります

6月号 **バリアフリーの現在地**

7月号 **包括的支援体制のこの先**

8月号 **地域における公益的な取組の今**

5月号からの新連載!

- 出会いと発見 一実践の扉
- 数をよみ解く
- ホットとコミュニケーション
ーギャップを埋めるために必要な視点



『月刊福祉』の
誌面を一部ご覧
いただけます!

●お申込みは、書店・都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

全社協出版部受注センター **受注専用**
TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail:zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協 社会福祉法人
全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

声明文等／意見・要望書を提出しました

2022年2月以降に、本会では以下の声明文・意見および要望書を発出しています。パブリックコメントは本会ホームページをご参照ください。声明・意見は、全文を掲載します。

○声明／意見・要望書

発信日	標 題	発信先など
2月18日	「第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）」に関するパブリックコメント	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
2月25日	旧優生保護法大阪高裁判決に対する声明	JFSW（日本ソーシャルワーカー連盟）による
3月2日	ウクライナにおける軍事侵略にかかる声明について	JFSW（日本ソーシャルワーカー連盟）による
3月2日	アフガニスタン情勢にかかる声明について	JFSW（日本ソーシャルワーカー連盟）による
3月23日	社会福祉士国家試験の在り方に関する意見	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
4月24日	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(案)」に係るパブリックコメント	出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室

旧優生保護法大阪高裁判決に対する声明

私たちは、平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する組織です。

2022年2月22日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法の下に行われた強制不妊手術に関し、憲法違反であることを認め、除斥期間についても、「適用をそのまま認めることは著しく正義・公平の理念に反し、適用が制限されるものと解するのが相当だ」と結論付け、初めて国に賠償を命じる判決を言い渡しました。

私たちは、2020年8月7日及び12月12日付けで、この問題に関し声明を発出し、「旧優生保護法の下での強制不妊手術は憲法違反であること」「国策による『人生被害』に対し、20年という除斥期間を適用することは社会正義・公平に著しく反すること」について、意見表明を行ってきました。

私たちは、このたびの大阪高裁判決を支持するとともに、国がこの判決を真摯に受け止め上告することなく、高齢である被害者が一刻も早く人としての尊厳と被害の回復ができることを強く望みます。

2022年2月25日

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良 昌徳

ウクライナにおける軍事侵略にかかる声明について

(2022年3月2日)

ウクライナにおける軍事侵略にかかる緊急の声明が、2月24日に国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) より発出されました。我々、日本ソーシャルワーカー連盟は、ロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻において、多数の死傷者が発生していることを深く憂慮し、軍事侵略行為が直ちに停止され、民主主義に基づき、ウクライナ国民の生活の安定が早急に回復することを切に求め、本声明を支持します。

日本ソーシャルワーカー連盟

STATEMENT ON MILITARY AGGRESSION IN UKRAINE

(2nd March 2022)

An urgent statement regarding the military invasion of Ukraine was issued by the International Federation of Social Workers (IFSW) on February 24. We, the Japanese Federation of Social Workers, are deeply concerned about the large number of casualties that have occurred in the military invasion of Ukraine by the Russian government, and we support this statement, earnestly calling for the immediate cessation of military aggression and the rapid restoration of stability in the lives of the Ukrainian people based on democracy.

Japanese Federation of Social Workers

2月24日に国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) より発出されたウクライナにおける軍事侵略にかかる緊急の声明はこちらに掲載されています。

<https://www.ifsw.org/military-aggression-in-ukraine/>

アフガニスタン情勢にかかる声明について

(2022年3月2日)

アフガニスタンの情勢にかかる声明が、国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) アジア太平洋地域国連委員会より発出されました。我々、日本ソーシャルワーカー連盟は、多くのアフガニスタン国民が他国や国内で避難を余儀なくされている状況に深い懸念をもち、アフガニスタン国民と支援者への全面的な支援を示した本声明を支持します。

日本ソーシャルワーカー連盟

Statement on the Situation in Afghanistan

(2nd MARCH 2022)

The International Federation of Social Workers (IFSW) UN Committee for Asia and the Pacific has issued a statement on the situation in Afghanistan. We, the Japanese Federation of Social Workers, are deeply concerned about the situation where many Afghans have been forced to take refuge in other countries and within their own country, and we support this statement which shows our full support for the Afghan people and their supporters.

Japanese Federation of Social Workers

2月16日にIFSWアジア太平洋地域国連委員会から発出されたアフガニスタンに関する声明は、下記に掲載されています。

<https://www.ifsw.org/statement-of-the-ifsw-asia-pacific-regional-commission-to-the-united-nations-on-afghanistan/>

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

室長 田中 義高 様

公益社団法人 日本社会福祉士会

会 長 西島 善久

社会福祉士国家試験の在り方に関する意見

この度、公益財団法人社会福祉振興・試験センターから発表された「第34回社会福祉士国家試験の合格基準及び正答について」によると、今回の合格基準点は、「総得点150点に対し、得点105点以上の者」（総得点の70%）とされ、これまでの合格基準である総得点の60%程度の基準と比較しても10%以上の乖離が生じています。

公表された内容では、「問題の難易度で補正した」という記述のみであり、10%以上も補正した根拠が不明確であるため、恣意的に合格基準点を変更しているように受け止められます。

そのため、一部の受験者から本会に対して、合格基準の変更に対して十分な説明を求める要望をはじめ、公平な試験のあり方を求める意見が寄せられているところです。

つきましては、今後の試験実施にあたっては、大幅な難易度補正等により、受験者への混乱が生じることのないよう、試験問題の作問、合格基準等のご検討をお願いします。

令和4年度試験からが質的・量的拡充へ

厚生労働省から通知が発出されました

厚生労働省は、地域共生社会の実現を推進するため、社会福祉士の質的量的拡充に向けて早期に対応を図る観点から、令和4、5年度の国家試験から、出題内容や実施方法等について、段階的に見直す方針を示しました。詳細は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター宛てに発出された通知（社援発0425第1号）をご参照ください。

「社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会」報告書を踏まえた今後の社会福祉士国家試験の実施について（社援発0425第1号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000932518.pdf>

新カリに対応『新版 実習指導者講習会テキスト』

2021年度より新たな社会福祉士養成課程に基づく養成教育が行われています。新養成カリキュラムでは「相談援助実習」が「ソーシャルワーク実習」に変更となり、ソーシャルワーク実習では、240時間

の実習が必要となるとともに、機能が異なる2か所以上の実習施設で実習を行うことが必要となりました。

本書は、新養成カリキュラムに対応して作成しています。特にプログラミング論については、2か所

以上の実習施設で実習をすることに伴い、従来の3段階実習プログラムから、教育事項・達成目標ごとに具体的実習内容を設定する実習プログラムへと変更しています。どのような実習プログラムを設定すればよいか「医療」「地域・包括」「高齢」「行政」「地域・社協」「児童」「障害」の7分野それぞれのプログラム例を掲載しています。これから実習指導者講習会を受講する方のほか、すでに実習指導者講習会を修了している方にもぜひお読みいただきたい内容となっています。

本書の購入は、本会ホームページの「出版物等のご案内」に掲載しているテキスト申込書を使用して直接出版社にお申し込みいただけます。

また、テキスト申込書に掲載のQRコード「立ち読みはこちら」からテキストの一部をご覧いただくことができます。「出版物等のご案内」のページは以下のQRコードからご確認いただけます。

(本会HP出版物等のご案内)



11年ぶりに改訂

『三訂 成年後見実務マニュアル基礎からわかるQ&A』

本書は、①成年後見制度を利用しようとする人やその利用を支援する福祉関係者などの人に、成年後見制度の仕組みをわかりやすく解説すること、②成年後見人等として活動する人やこれから活動しようとする人に、後見事務の内容と実践にあたっての考え方や注意点を実務に沿ってQ&A方式で解説しています。後見事務の考え方を具体的に示すことにより、成年後見に関する実務書として、多くの研修の場でテキストとして活用されています。

今回の改訂では、内容を見直し、最新情報を取り入れ、新たなQ&Aを追記しました。

2022年4月からの第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現を目指し、成年後見制度をはじめとさまざまな権利擁護支援の体制整備を進めていくことが求められています。そのための重要な視点となる「意思決定支援」や「チームによる支援

のあり方」、「身上保護を重視した後見事務のあり方」が反映された本書を、多くの社会福祉士をはじめとする支援者に活用いただきたいと願っています。

右のQRコードからご購入いただけます。



成年後見

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理
ご経験をつまられた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。

TYPE H
社会福祉士様
各種法人様向け

TYPE P
都道府県社会
福祉士会会員様向け

↑はあとな東京報告様式(2022年2月版)を装備

機能とポイント

- 令和2年4月裁判所統一申立書式に対応 ●後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳 ●業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ●後見終了後の財産引渡用受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中! (通常価格の約半額でお求めいただけます!)

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムTypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムTypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2023年3月末日までです。詳しくは下記URLよりご確認ください。

法律とコンピューター
株式会社リーガル

<https://www.legal.co.jp/>

本社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

第二期成年後見制度利用促進基本計画説明会の オンデマンド配信について

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る説明会～『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』における社会福祉士に期待される役割～」を5月7日にオンラインにて開催、250名を超えるご参加をいただきました。

今回の説明会は大変ご好評をいただくとともに、多くの都道府県士会会員のみなさまに知っていただきたい内容であることから、本説明会の動画を6月末まで、都道府県社会福祉士会会員限定にて、eラーニングシステムを通じて公開させていただく予定です。

配信開始については本会ホームページでご案内いたします。多くの方にご視聴いただけることを願っています。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る説明会～『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』における社会福祉士に期待される役割～」プログラム

政策報告「第二期成年後見制度利用促進基本計画について」

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 室長
松崎 俊久 氏
最高裁判所事務総局家庭局 第二課長
木村 匡彦 氏

パネルディスカッション

「第二期成年後見制度利用促進基本計画と、社会福祉士および社会福祉士会の取り組みに向けて」
＜パネリスト＞

(成年後見制度利用促進専門家会議 委員)
尾張東部権利擁護支援センター センター長
住田 敦子 氏
同志社大学 社会学部 教授 永田 祐 氏
日本社会福祉士会 理事 星野 美子 氏
＜コーディネーター＞
日本社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ
後見委員会 委員 稲吉 江美 氏

学会関連情報

研究誌『社会福祉士』第30号の論文等募集

7月1日(金)より研究誌『社会福祉士』第30号の論文等を募集します(締切9月16日(金)必着)。執筆要領などの詳細は本ニュースに同封の案内をご覧ください。また、本会ホームページにも同内容の案内を掲載します。都道府県社会福祉士会会員の皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。

生涯研修センター情報

「2022年度児童家庭支援ソーシャルワーク研修」のご案内

本研修は、子どもとその家族を支援するために必要な地域支援の仕組みや課題を学び、地域における子ども家庭支援を実践できるよう、社会



福祉士としての価値や倫理を踏まえた知識と技術を身につけることを目的に開催します。

【日程】2022年8月27日(土)～28日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティングを予定)

【定員】140名

【備考】本研修は認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修です。(認証番号:20190010、認証科目:分野専門/児童・家庭分野/ソーシャルワーク機能別科目群/児

童家庭支援と要保護児童対策地域協議会、1単位)

申込方法などの詳細は、同封のチラシをご参照ください。

その他の情報

入会・退会、住所等変更手続きおよび会費の徴収について

神奈川県社会福祉士会は2022年度から新たに所属県士会で、入会・退会、住所等変更手続きおよび会費の徴収を行っています。

所属社会福祉士会での手続きとなるのは、北海道、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県です。

上記以外にご所属の方は、日本社会福祉士会での手続きとなります。

2022年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
4	16	第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会	本会事務局			
5	7 15 21 29	第二期成年後見制度利用促進基本計画説明会 第1回全国生涯研修委員会議 第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会 高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会	オンライン オンライン 本会事務局 オンライン	○ ○ ○		47都道府県社会福祉会 47都道府県社会福祉会 47都道府県社会福祉会
6	4 12 18	第1回生涯研修センター協議会 2022年度 実習指導者講習会講師養成研修 第34回通常総会 第3回理事会	オンライン オンライン 東京都内	○		15名
7	2 2-3 16 17-18	第3回業務執行理事打合せ 第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(東京大会) 第4回業務執行理事打合せ 第4回理事会 第8期虐待対応専門研修～アドバイザーコース～【後期】	本会事務局 全理連ビル		○	55名
8	7 20 27-28	スーパーバイザーフォローアップ研修 第5回業務執行理事打合せ 第5回理事会 児童家庭支援ソーシャルワーク研修	オンライン			140名
9	3 3-4 17-18 24-25	第6回理事会 都道府県社会福祉士会会長会議 新スーパーバイザー養成研修 第2回全国生涯研修委員会議	東京都内 東京都内 オンライン 東京都内	○		47都道府県社会福祉会
10	15	第6回業務執行理事打合せ 第7回理事会	本会事務局			
11	3 19	第2回生涯研修センター協議会 第7回業務執行理事打合せ 第8回理事会	オンライン 本会事務局	○		15名
12	17 25	第8回業務執行理事打合せ 第9回理事会 倫理綱領伝達研修	本会事務局 オンライン		○	
1	21	第9回業務執行理事打合せ 第10回理事会	本会事務局			
2	4 11-12	第10回業務執行理事打合せ 第11回理事会 認定社会福祉士認定研修	本会事務局 オンライン			
3	18	第12回理事会 臨時総会	東京都内			

○開催月が未定の本会行事予定

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
11	未	事務局代表者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉会
2	未	正会員の事務局職員向け研修(仮称)	オンライン	○		47都道府県社会福祉会
未	未	スクールソーシャルワーク全国実践研究集会	調整中			
未	未	スクールソーシャルワーク担当者意見交換会	調整中			
未	未	地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修			○	
未	未	地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修(講師養成研修)			○	
未	未	リーガル・ソーシャルワーク研修	オンライン			
未	未	司法福祉全国研究集会	オンライン			
未	未	生活困窮者支援ソーシャルワーク研修	オンライン			
未	未	生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会	オンライン			
未	未	独立型社会福祉士研修	オンライン			
未	未	独立型社会福祉士全国実践研究集会	オンライン			
未	未	地域包括ケア全国実践研究集会	オンライン			
未	未	マクロソーシャルワーク研修	オンライン			

e-ラーニング視聴修了履歴を生涯研修制度管理システムへ自動反映

本会では、会員の方が受講した研修をご自身で管理できるように「生涯研修制度管理システム」を運用しています。これまでは、本会のe-ラーニングで視聴いただいた講義の修了履歴について、生涯研修制度管理システムに手動での登録をお願いしていましたが、2022年4月14日から、e-ラーニングで視聴した講座の修了履歴が自動的に生涯研修制度管理システムへ登録されるようになりました。

なお、自動登録されるためには、各講座を視聴した後に表示される「受講証明書発行」ボタンを押す必要があります。また、基礎研修などの講義を視聴する他に、ライブ研修等に参加する必要がある研修については、e-ラーニングの視聴のみでは、生涯研修制度管理システムに修了履歴の登録はされませんのでご注意ください。

便利になった生涯研修制度管理システムを、引き続きご活用ください。



事務局組織図 (2022年4月1日現在)



四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

6月

- 12日(日)実習指導者講習会講師養成研修
- 18日(土)第34回通常総会・第3回理事会
- 19日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
- 26日(日)後見委員会

7月

- 1日(金)研究誌「社会福祉士」第30号論文等募集受付開始(9月16日(金)まで)
- 2日(土)第3回業務執行理事打合せ

2日(土)～3日(日)第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(東京大会)

9日(土)リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

10日(日)生活困窮者支援委員会

16日(土)第4回業務執行理事打合せ・第4回理事会

17日(日)生涯研修センター企画・運営委員会

17日(日)～18日(月)第8期虐待対応専門研修～アドバイザーコース～〔後期〕

8月

7日(日)スーパーバイザーフォロー

アップ研修

20日(土)第5回業務執行理事打合せ・第5回理事会

21日(日)生涯研修センター企画・運営委員会

27日(土)～28日(日)児童家庭支援ソーシャルワーク研修

都道府県社会福祉士会 会員情報

4月30日付	会員数	43,707人
4月中	入会 会員数	787人増
	前年同月会員増減数	623人増
	前年同月会員増減率	1.45%増